

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成28年8月24日
東村山市議会議長 様

議席番号 10番
質問者 村山 淳子

記

番号	質問の項目と要旨
1.	<p>地域福祉コーディネーターの配置で支援の充実を</p> <p>第4次総合計画後期計画の基本目標1「みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち」施策大綱1-2「だれもがいきいきと生活できるよう支援する」施策1-1-2「連携と自立に向けた支援の充実」を目指しています。</p> <p>昨今、個人の抱える問題は複雑になってきています。それは、雇用状況の悪化による失業や貧困による生活の不安、高齢化等による心身の障害、社会的な排除や孤立など様々な状況が絡み合っている場合が少なくありません。このような状況の中、制度にある公的なサービス（フォーマル）を確実に利用できることと合わせ、制度の狭間の部分を補う支援（インフォーマル）があることが、重要です。</p> <p>そのことから多様化、複雑化する課題に対し早期発見と、インフォーマルなサービスを含んだ包括的な支援に結び付ける機能・役割を担う専門機関・人材が求められています。</p> <p>5ヶ年の施策の方向性として、安心して暮らせる地域づくりの推進、自立支援及び生活支援の充実とあります。地域での生活を支えるネットワークの中心として、課題解決の調整役となる地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー＝CSW）を配置することで、安心して暮らせる地域づくりと支援の充実が可能となると考え、以下質問します。</p> <p>(1) 地域福祉コーディネーターの役割は、地域での生活を支えるネットワークの中心として、地域の課題、困りごと、また個人が抱える複雑な問題を多機関・地域住民と一緒に解決していく調整役と考えます。市は地域福祉コーディネーターの役割をどのように捉えているか伺います。</p> <p>(2) 現在、当市に地域福祉コーディネーターの役割といえる部分を担っているところはあるか伺います。</p> <p>(3) 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法、改正介護保険制度による専門職の役割について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援事業の相談支援員 ・地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーター

- (4) 個人の抱える生活課題は領域や分野に限定されないことがあります。ケースによっては、制度の狭間の部分も含め解決に導ける支援が求められます。行政所管、相談支援員、生活支援コーディネーターとの連携をおこない調整役となる地域福祉コーディネーターを配置することで、充実した支援が可能になると考えます。見解を伺います。
- (5) 地域福祉コーディネーターという、困りごとの相談窓口が市に設置されているということを明確に打ち出せば、市民が困難な生活課題を抱えたとき、どこに相談すればよいかすぐに分かり、住み慣れた東村山で安心して暮らしていけることになると思います。見解を伺います。
- (6) 地域福祉コーディネーターを当市に配置する場合の課題を伺います。
- (7) 厚生労働省は、7月15日に「わが事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置することを発表し、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現として、地域における住民主体の課題解決・包括的な相談体制のイメージを示しました。その中で、生活支援コーディネーター、CSW（地域福祉コーディネーター）等の専門職の配置を想定しています。このような動向に対応するために、地域福祉コーディネーターの配置・養成を計画し、検討を進めるべきと考えます。市長の見解を伺います。